



平成 28 年 2 月 17 日

各 位

会社名 K L a b 株式会社
代表者名 代表取締役社長 真田 哲弥
(コード番号 : 3656)
問合せ先 常務取締役 高田 和幸
E-mail ir@klab.com

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 17 日開催の当社取締役会において、平成 28 年 3 月 26 日開催予定の当社第 16 回定時株主総会において承認されることを前提として、監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件にかかる役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社の監査・監督機能の強化とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図ることで、より透明性の高い経営の実現を目的として、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

平成 28 年 3 月開催予定の当社第 16 回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等について承認をいただき、同定時株主総会の終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、規定の新設など所要の変更を行います。
- ② 改正会社法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設いたします。
- ③ 改正会社法において、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため規定の一部を変更いたします。なお、本規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 本定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任についても同様

の取扱いをするべく、附則を新設いたします。

⑤ 上記に伴う条数等の変更、その他所要の変更を行います。

(2) 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 3 月 26 日 (土曜日)

定款変更のための効力発生日 平成 28 年 3 月 26 日 (土曜日)

以 上

【別紙】

定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <条文省略> (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は3名以上とする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> <p>4 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><新設></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 <現行どおり> (機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. <削除> 3. 会計監査人 <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役(以下、「監査等委員でない取締役」という。)は3名以上とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。</p> <p>(取締役の選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>4 <現行どおり></p> <p>5 監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 <現行どおり> (取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 <条文省略></p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <条文省略></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会の決議によって、取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第28条 <条文省略></p> <p>(業務執行)</p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>2 <条文省略></p> <p><新設></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、善意・無重過失である場合に限り、かつ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は3名以上とする。</p> <p>(監査役の選任の方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし</p>	<p>続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第24条 <現行どおり></p> <p>2 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 <現行どおり></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第27条 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない</u>取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第28条 <現行どおり></p> <p>(業務執行及び重要な業務執行の委任)</p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によってこれを定める。</u></p> <p>(非業務執行取締役との責任限定契約)</p> <p>第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、善意・無重過失である場合に限り、かつ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>て選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p><削除></p>
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	
<p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p>	
<p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会の議事録)</p>	
<p>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役会規程)</p>	
<p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p><削除></p>
<p>(監査役の報酬等)</p>	
<p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p><削除></p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p>	
<p>第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、善意・無重過失である場合に限り、かつ、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。</p>	<p><削除></p>
<p><新設></p>	
<p><新設></p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p><新設></p>	<p>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p><新設></p>	<p>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第42条～第45条 <条文省略></p>	<p>第34条～第37条 <現行どおり></p>
<p><新設></p>	<p>(附則)</p>
<p><新設></p>	<p>(監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p>
<p><新設></p>	<p>第1条 平成27年12月31日に終了する事業年度に関する第16回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定</p>

現 行 定 款	変 更 案
	する契約については、なお従前の例による。